

# 進路通信



第3号

岩手県立宮古恵風支援学校 進路部

発行 令和 5 年 9 月 29 日 (年間 5 回発行)

# ☆職員進路研修会☆

8月3日(木)、職員を対象とした進路研修会を4コースに分けて行いました。各事業所・企業のご協力をいただき、施設の見学や研修先での体験活動をさせていただきました。これらの活動を通じて現場での就業内容や実際に働くという事を深く理解でき、参加職員一同にとって大きな学びになりました。

見学コース

宮古方面→宮古アビリティーセンター・みやこワークステーション・結人 岩泉方面→岩泉きのこ産業・岩泉ホールディング

田野畑方面→ハックの家 山田方面→山田共生作業所・すまいるわーく

一般企業や就労移行支援事業 所、就労継続支援A型・B型事業 所を見学しました。それぞれの事 業所において、最後に質疑応答の 場を設けていただき、よさや強 み、各事業所での特色を生かした 取組などを知るとてもよい機会 となりました。



体験コース

豊興 (コンクリート製造)・共和水産 (水産加工)・マリンコープ DORA (小売業) マルイ舗装アグリ事業部 (菌床しいたけ栽培)・南澤果樹園 (リンゴ農家)・とりもと (A 型体験)



主に高等部生徒の実習先としてお世話になっている地域企業に出向き、教員自ら実習中に生徒が行う作業と同じ作業を体験しました。地域企業が求める人材や必要な働く力を肌で感じ、今後の授業づくりや進路指導に生かすことができる多くのことを学びました。

講義コース

特別講師:相談支援事業所レインボーネット 佐々木大介 様 宮古地区チャレンジド就業・生活支援センター 小林 和信 様

講義内容:「事業所説明・相談支援専門員の役割」「就業・生活支援センターの役割」(本校サーモンホール)

レインボーネットの佐々木大介様と就業・生活支援センターの小林和信様を学校にお招きし、講義をしていただきました。 冒頭で各事業所の説明や相談支援員の役割について触れていただき、分かりやすく説明していただきました。

就業・生活支援センターにおいては、「働きたい」を応援する事業所でハローワーク、技術専門校等の各関係機関と連携を図りながら、必要に応じて職場実習あっせんから就職・定着支援を行うという事業所の細かい説明がありました。最後の講義で在学中に求められることとして、「決められた時間と場所を守れること」や「挨拶・報告・連絡・相談」ができ、「休まず事業所へ通える体力づくり」を挙げられ、在校中に是非お願いしたいとのことでした。「働く」をイメージする上でとても参考になりました。

# ☆高等部 進路学習会☆

9月19日(火)高等部1年生の進路学習会を開催しました。それぞれの進路希望をベースに、①一般企業・A型B型事業所コースと②生活介護コースの2コースの見学先に分かれ、企業や事業所の見学などを行いました。 見学の後は、事前に考えていたたくさんの質問に答えていただき、それぞれに理解を深めることができました。







## ☆技能認定会☆

7月に宮古市地域創生センター(うみマチ広場)で久慈拓陽支援学校と共同開催の技能認定会が行われました。 認定種目に出場した生徒、運営補助に参加した生徒、受付担当を笑顔で応えた生徒、製品販売に力を入れた生徒 などあらゆる分野で活躍し、それぞれの「働く力」を示し、大成功で終わることができました。

#### ☆農福連携説明会について☆ ~お知らせ~

この説明会は、特別支援学校の児童・生徒が農業への理解を深めることにより、農福連携を促進することを目的に開催されます。また、地元農家で農業体験を行うことにより、地域産業を知ることや、進路選択の拡大を目的とします。会場は、宮古果樹生産組合南澤果樹園りんご圃場になります。

期日は、10/26(木)10 時 $\sim 11$  時 30 分の開催予定です。詳しくは、後日配付のご案内でご確認をお願いします。

## <進路についてのコラム>

#### <1. 就労移行支援事業所における就労定着支援事業について>

就労定着支援とは、2018年4月から始まった改正障害者総合支援法に基づくサービスです。

一般就労をしている障がいのある方が長く職場に定着できるよう、福祉サービスを提供する事業所が様々なサポートをします。宮古圏域においては、「ワークプラザみやこ」がこのサービスを提供しています。

就労定着支援の対象者は、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、生活介護、自立訓練サービスを経て、一般就労をした方になります。(※「進路の手引き」P13より抜粋)

### サポート内容は

- ① 就労に伴い生じる生活面の課題(生活リズム、体調の管理、給料の浪費等)の把握。
- ② 企業や関係機関等との連絡調整。
- ③ 課題解決に向けた指導・助言等の支援の実施 となっています。

#### < 2. 新賃金・年金・給付金等について>

- 1,賃金(岩手県HP・NHKニュースより引用)
  - ・岩手県の最低賃金は**令和5年10月4日**から854円→893円(39円up)に改正される予定です。
  - ・岩手県内の障がい者就労支援事業所における令和3年度工賃(賃金)実績は、 就労継続支援A型事業所…月あたり85,000円(時間あたり823円) 就労継続支援B型事業所…月あたり19,713円(時間あたり231円) となっています。
- 2, 年金、給付金(詳細は「進路の手引き」P27をご覧ください。)
  - ・障害基礎年金や特別児童扶養手当等、年金、給付金の種類は多岐に渡ります。それぞれ支給額は変動します ので、詳しくは各市町村福祉課にお問い合わせください。

